

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：男性職員に対し、子どもが生まれる際の父親の休暇取得をしやすい環境を整える。

<対策>

- 平成26年9月～ 対象者の把握、各部署の勤務シフトの調査、検討開始
- 平成26年9月～ 対象となる男性職員の把握、及び、出産予定日前後の勤務シフトの調整

目標2：休業中及び復帰後の職員のための環境の整備をする。

<対策>

- 平成26年9月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成26年9月～ 休業中、職場復帰後の勤務について、各所属長による面談の実施、及び、復帰後の働き方に関するパンフレットの作成

目標3：育児をする職員を対象にした始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置の実施をする。

<対策>

- 平成26年9月～ 各所属長に対し調査、検討開始
- 平成26年9月～ 始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ措置のルールの方針の策定、可否の判断基準等の検討開始